

# ベトナム及び中国の送出し制度等に係る検討状況

参考資料 3

(令和2年1月21日現在)

	送出国	送出国	送出国	送出国	送出国	送出国
	送出国	送出国	送出国	送出国	送出国	送出国
ベトナム	・労働省海外労働部(DOLAB)が認定した送出国によって行われることが基本となる見込み。	・受入機関は送出国との間で労働者提供契約の締結を求められる。 ・受入機関は労働者と雇用契約を締結。 ・送出国は労働者と役務契約を締結。	・労働者提供契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。 ・受験も送出国を通じて行うことが基本となる見込み。	・労働者の送出し・受入れに係る費用について、ベトナム側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出国に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出国に一定額の支払いを求められる見込み。 【※：日本の有料職業紹介機関の紹介により、労働者を雇用した際に受入企業が同機関に支払う一般的な手数料と同等額程度を参考に設定したいとの意向】	・本邦申請人は在日本ベトナム大使館に特定技能への変更申請について報告し、大使館が推薦表を作成。	・特定技能の申請にあたってベトナム側当局が承認する推薦者表の取得が必要。
	MOC6(1)	派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法	—	MOC6(2)	MOC7(8)	MOC7(7)
中国	・中国对外承包工程商会(CHINCA)が認定した送出国によって行われることが基本となる見込み。	・受入機関は送出国との間で労働協力契約の締結を求められる見込み。 ・受入機関は労働者と雇用契約を締結。 ・労働者は送出国と役務契約の締結を求められる見込み。	・受験に当たっては、労務協力契約の締結や送出国を通じた応募が条件とはならず、個々の受験希望者が自由に応募できることとなる見込み。 ・試験の募集人員については、分野所管省庁が作成した具体的な求人見込み数等に依りて算定することとなる見込み。	・労働者の送出し・受入れに係る費用について中国側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出国に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出国に一定額の支払いを求められる見込み。 【※：日本の有料職業紹介機関の紹介により、労働者を雇用した際に受入企業が同機関に支払う一般的な手数料と同等額程度を参考に設定したいとの意向】	・本邦在留者も送出国への登録が必要となる可能性あり(送出国への料金支払いが発生する可能性あり)。	・特定技能の申請に当たって、中国側当局が承認する候補者表の取得が必要となる見込み。